

新型コロナウイルス感染症 Q&A

町では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症予防・拡大防止について取り組んでいます。新型コロナウイルスや感染症予防に関する情報は、町ホームページやシーオーレ新宮健康福祉課健康係などで発信しています。なお、以下の情報は、3月6日時点のものです。

問い合わせ先 シーオーレ新宮健康福祉課 ☎962-5151 (直)

Q 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者にウイルスをうつす可能性が最も高くなると言われています。一人ひとりが感染予防を心がけることが重要です。

Q 帰国者・接触者相談センターに相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染が疑われる場合は、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

帰国者・接触者相談センター
粕屋保健福祉事務所 感染症係

☎939-1746

月曜日～金曜日の

午前8時30分～午後5時15分

☎471-0264

土曜日・日曜日・祝日、月曜日～金曜日の上記時間以外

Q 新型コロナウイルスに関する一般的な相談は、どこでできますか？

A 『帰国者・接触者相談センター』もしくは『福岡県がん感染症疾病対策課』で受け付けています。

福岡県がん感染症疾病対策課

☎643-3288

月曜日～金曜日の

午前8時30分～午後5時15分

FAX 843-3331

Q どのように感染しますか？

- A** 現時点では、次の2つが考えられます。
- 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫(ひまつ)による『飛沫感染』
 - ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる『接触感染』

Q 風邪のような症状があり、心配なのですが…。

A 毎日体温を測定して記録しましょう。発熱などの風邪の症状があるときは、外出を控えてください。



Q 感染したかと思ったら？

- A** 次の場合は、『帰国者・接触者相談センター』に電話で相談しましょう。
- 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
 - 強いだるさや息苦しさがある
- ※重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある人、妊婦は、このような状態が2日程度続いたら相談しましょう。
- ※症状がこの基準に満たない場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関に相談しましょう。

Q 感染予防のためにできることは？

- A** 次のことを心がけましょう。
- 石けんを使った手洗い、アルコール消毒液での手指消毒
 - 高齢者や持病がある人は、公共交通機関や人混みを避ける
 - 正しいマスクの着用を含む咳エチケット



さらに詳しく調べる

厚生労働省
コロナ FAQ



消防トピックス

粕屋北部消防本部 ☎944-0131
<http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp/>



FAX・メールでの119番通報

耳や言葉が不自由な人を対象に、FAX やメールでの119番通報サービスを行っています。詳細はホームページをご覧ください。

■「FAX119」利用方法

事前の登録は不要です。必要事項を記入し、局番なしでFAX「119」に送信してください。
※指定のFAX用紙は粕屋北部消防本部のホームページに掲載しています。いざというときに備えた準備が大切です。

■「Eメール119」利用方法

事前の登録が必要です。窓口申込書と障害者手帳を持参し、申し込みください。
※持参することが困難な人や、家族による代理登録については、問い合わせください。

問い合わせ先

粕屋北部消防本部警防課 ☎944-0021

固定資産税帳簿の縦覧

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

令和2年度の土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

期間 4月1日(水)～6月1日(月)

※土曜日、日曜日、祝日を除きます。

場所 役場税務課

縦覧できる人 固定資産税の納税者または納税者の委任状を持参した人

必要なもの 本人確認ができる運転免許証など

※固定資産税の納税義務者は、固定資産課税台帳の閲覧ができます。

マイナンバーカードの受け取りのため臨時開庁します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

マイナンバーカードの受け取りのため臨時開庁します。受け取りは予約制です。電話予約して来庁してください。

臨時開庁日時

4月5日(日)午前10時～午後1時30分

4月26日(日)午前9時～11時30分

「70歳」はひとつの目安 運転に不安を感じていませんか？

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

町では、満70歳以上の方が運転免許証を自主返納した場合、次のいずれかを支援品として交付しています。交付は一人につき一回限りです。

○マリンクス回数券 2万円相当分

○交通系ICカード乗車券 1万5,000円相当分

対象 次の要件をすべて満たす人

○町に住民登録をし、満70歳以上である

○運転免許証を自主返納し、6か月以内である(罰則や期限切れで取り消しになった場合は除く)

必要なもの

○運転免許証を自主返納した際に発行される運転免許の取消通知書

○失効した運転免許証(自主返納時に穴を開けられ、裏面に返納日の記載があるもの)

○認め印

※申請書は、役場地域協働課窓口または町ホームページで取得できます。手続きは原則として、自主返納した本人に限ります。

「上手に食べよう健康塾」を開講します

問い合わせ先 シーオーレ新宮健康福祉課(健康づくり担当)
☎962-5151(直)

日々の食事があなたのからだを作っています。健康な毎日を過ごすため、食生活について一緒に楽しく学びませんか。

日程・内容

- ①5月11日(月) 開講式 健康づくりを考えよう
- ②5月21日(木) バランス食、世代別食事の基本
- ③5月28日(木) 生活習慣病予防
- ④6月4日(木) 調理実習(おいしい健康食の基本)
- ⑤6月11日(木) 食中毒予防 食品表示
- ⑥6月18日(木) 調理実習(生活習慣病予防)
- ⑦6月22日(月) 運動実習(たのしく体を動かそう)
- ⑧7月2日(木) 修了式

※内容は変更する場合があります。

時間 午前9時30分～11時30分
(調理実習の日は午後1時30分まで)

場所 シーオーレ新宮

対象 次の①～③のすべてにあてはまる人

- ①町内に住む人
- ②「上手に食べよう健康塾」を受講したことがない人
- ③全8回をとおして受講できる人

※本講座を修了した人は、新宮町食生活改善推進会(食育活動をするボランティア団体)へ入会することができます。

参加費 1,500円(テキスト代など)

※初回に集めます。

定員 15人(先着順)

申込方法 窓口、電話

申込先 シーオーレ新宮健康福祉課



マイナちゃんからのお知らせ

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

マイナンバーカードの電子証明書の更新通知が届きます

マイナンバーカードの電子証明書の有効期間は、発行日から5回目の誕生日までです。更新のお知らせ(電子証明書の有効期限通知書)が届いた人は、役場で電子証明書の更新申請を行ってください。更新は、有効期間満了の3か月前からすることができます。



必要なもの 電子証明書の有効期限通知書、マイナンバーカード

※マイナンバーカード受け取りの際に設定した暗証番号の控えがある人は、一緒にお持ちいただく手続きがスムーズです。

住所変更をしたら マイナンバーカードの手続きも忘れずに!

住所変更などによりマイナンバーカードの券面記載事項が変更となる場合、マイナンバーカードも手続きが必要です。新たな住所などをカードの追記欄に記載し、データの更新を行います。転入届などの提出に併せてカードを窓口までお持ちください。その際、暗証番号の入力が必要となります。

なお、町外からの転入に伴う変更手続きは、届出日から90日を超えた場合、マイナンバーカード自体が失効となり利用できなくなりますのでご注意ください。



令和2年度

国民年金保険料と口座振替の案内

4月分から令和3年3月分までの1か月あたりの国民年金保険料が、1万6,540円に決まりました。詳しくは問い合わせください。

【保険料の納付方法】

○納付書

(コンビニエンスストア・金融機関など)

○口座振替

○クレジットカード

口座振替やクレジットカード納付を利用すれば、毎月金融機関などの窓口へ行く必要がなく、納め忘れもないため大変便利です。

【国民年金保険料免除猶予制度】

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請が認められると保険料の納付が免除または猶予されます。

本人・配偶者および世帯主の前年の所得審査などにより決定されます。過去分の審査対象期間は2年1か月前までです。

【必要なもの】

- ①マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ②離職票または雇用保険受給資格者証(失業者のみ)
- ③認め印

【学生納付特例制度】

申請が認められると保険料の納付を猶予することができます。対象期間は申請時点の2年1か月前の月分から令和3年3月分までです。

なお、対象となる学校が限定されています。

対象 本人の前年所得が118万円以下で20歳以上の学生

※扶養する家族がいる場合は、基準額が変わることがあります。

【必要なもの】

- ①マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ②学生証(在学証明書)
- ③認め印

ねんきんネット

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンなどで24時間いつでも最新の年金記録を確認できます。

基礎年金番号、メールアドレス、アクセスキー(年金定期便に記載の17桁の番号で、到着後3か月間のみ有効)などを入力すると、利用に必要なユーザIDが付与されます。アクセスキーは年金事務所でも発行できます。

問い合わせ先

年金ダイヤル ☎0570-058-555

年金相談は予約が便利

東福岡年金事務所では、年金相談を行っています。原則として予約した人を優先します。

予約可能時間

月曜日～金曜日の午前8時30分～午後4時

予約受付専用電話

☎0570-05-4890

問い合わせ先 東福岡年金事務所

☎651-7129

場所 福岡市東区馬出3-12-32

健康福祉課の健康づくり担当・高齢者福祉担当・地域包括支援センター、社会福祉協議会が移転します

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当) ☎710-8286(直)

5月18日(月)から、シーオーレ新宮「健康福祉課 健康づくり担当」と、福祉センター1階「高齢者福祉担当」および「地域包括支援センター」が福祉センター2階(現 社会福祉協議会事務室)に移転します。

健康づくり担当、高齢者福祉担当、地域包括支援

センターが同じフロアとなり、成人期から高齢期までの健康づくりや介護予防に関する業務を連携して実施していきます。

また、社会福祉協議会は福祉センター2階から1階(現 健康福祉課 高齢者担当・地域包括支援センター事務室)に移転します。

【現在】

シーオーレ新宮

子育て支援課・健康福祉課(健康づくり担当)

福祉センター

2階：社会福祉協議会

1階：健康福祉課

(高齢者福祉担当・地域包括支援センター)

【移転後(5月18日(月)から)】

シーオーレ新宮 子育て支援課

福祉センター

2階：健康福祉課(健康づくり担当・高齢者福祉担当・地域包括支援センター)

1階：社会福祉協議会

※電話番号は変わりません。

公的年金受給者の国民健康保険税仮徴収について

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

65歳以上の人で、次の一定条件に該当する場合、国民健康保険税は特別徴収(年金からの徴収)の対象となります。国民健康保険税は前年中の所得額が確定する6月に税額が確定します。そのため、前年度の2月の保険税と同額を4月、6月、8月の年金から一旦徴収することになります(仮徴収制度)。

本年度、仮徴収制度に該当する世帯には4月上旬にお知らせを送付しますので、ご確認ください。

【特別徴収の対象となる条件】

- 世帯主本人が国民健康保険加入者であること
- 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- 世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- 世帯主の介護保険料が年金から徴収されていること
- 介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えないこと

【特別徴収の仕組み】

区分 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 (口座振替・納付書払い)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別徴収 (年金からの徴収)	○		○		○		○		○		○	
	仮徴収期間						本徴収期間					

【仮徴収期間】

前年度の2月と同額を徴収します。

税額が確定する前に徴収を開始するため**仮徴収**となります。

【本徴収期間】

○確定した年税額から**仮徴収**期間に徴収した税額を差し引いた額を10月、12月、翌2月の3期に振り分けて徴収します。

○税額が確定した段階で、仮徴収期間に徴収した額を下回った場合には返金します。

後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

後期高齢者医療保険料が特別徴収(年金からの徴収)の人は、令和2年度の仮徴収が4月から始まります。新たに対象となる人には、4月に個別に通知します。なお、令和元年中の所得などから計算した保険料特別徴収の本徴収は10月から始まり、金額は7月にお知らせします。

また、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することもできます。変更を希望する場合は、必要なものを持参し、窓口で手続きをしてください。

必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証など)
- 保険証
- 口座番号がわかるもの
- 通帳印

パパママ教室

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

妊娠中はお父さん・お母さんになるための準備期間です。パパママ教室では、妊娠中から知っておくと役立つことをたくさんお伝えします。おなかの赤ちゃんの育ち方やお産に向けての準備、子育てで大切なことを一緒に学びましょう。

日時 5月17日(日)午前10時~午後0時30分

場所 シーオーレ新宮

対象 町内に住む妊婦とその夫

※1人での参加も可能です。託児はありませんので、子どもも一緒に参加してください。

内容

- 妊娠中・産後の過ごし方、パパの関わりなどについて(助産師による講話)
- 赤ちゃんのお風呂入れ体験、おむつ交換や抱っこの仕方

必要なもの 母子健康手帳、筆記用具

参加費 無料

申込方法 窓口、電話

申込締切日 5月8日(金)

申込先 シーオーレ新宮子育て支援課

国保の切り替えをお忘れなく

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

日本は国民皆保険制度を導入しているため、職場の健康保険(社会保険)や後期高齢者医療保険に加入している人以外は、国民健康保険へ加入することになっています。しかし、国民健康保険の加入や喪失(解約)は自動的にはされないため、窓口での手続きが必要です。社会保険への加入や喪失、転出入などの際は、14日以内に手続きをおねがいします。

必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバーがわかるもの
- 認め印
- その他書類

【国保加入】

社会保険資格喪失証明書(社会保険をやめたとき、被扶養者でなくなったとき)

【国保喪失】

国保と社会保険の保険証(社会保険に加入したとき)、国保の保険証(転出するとき)

第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

問い合わせ先 役場健康福祉課(障がい者・社会福祉担当)
☎962-0239(直)
福岡県保護・援護課 ☎643-3301(直)

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金を受け取る人がいない場合に、特別弔慰金が支給されます。対象の人は、申請手続きが必要です。

第10回特別弔慰金の受給者には、3月下旬に申請書類を送付します。詳しくは、問い合わせください。

請求期間

4月1日(水)~令和5年3月31日(金)

※請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができません。

請求窓口 役場健康福祉課

※請求者の居住地を管轄する市区町村

新宮町クリーン作戦～ラブアース・クリーンアップ2020～

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直)

新宮町の素晴らしい自然を守っていくために、今年も地域のみなさんの参加による「新宮町クリーン作戦」を実施し、新宮海岸や立花山を中心に町内一斉の清掃活動を行います。

住民・企業・ボランティア団体のみなさんで一緒に、新宮町の豊かな自然を守っていきましょう。たくさんの参加をお待ちしています。

日程 4月29日(水・祝)※小雨決行

集合時間 午前9時(作業時間は2時間程度)



集合場所	行政区
新宮海岸	湊、新宮、下府1、下府2、杜の宮、上府、パークシティ、桜山手、湊坂、夜白1、夜白2、夜白3、夜白4、ファーネスト新宮、緑ヶ浜、中央駅前、中央駅西、よつば
各公民館	立花口、三代
花立花中央公園	花立花
的野遊園地	的野
漁協前	相島 ※4月11日(土)に行います。



※原上区では5月中旬に実施予定です。詳細は後日行政区からお知らせします。

○動きやすく、汚れてもいい服で参加してください。

○飲みもの・軍手は持参してください。

※環境に配慮し、今年から飲みもの、軍手の配布はありません。

※大雨またはその他の理由で中止になる場合は、防災行政無線および町ホームページでお知らせします。順延はありません。

4月からの粗大ごみの収集について

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直)

4月から第2ルート(山側)の粗大ごみの収集日が、原則として火曜日に変更となります。第1ルート(海側)は変更ありません。

●第1ルート(海側)

【行政区】 中央駅西・よつば・緑ヶ浜・下府1・下府2・杜の宮・桜山手・湊坂・パークシティ・新宮・湊

※新規の行政区は、随時追加

【申込期間】

毎月第2日曜日の前の月曜日～金曜日の午前9時～午後4時

※土曜日・日曜日・祝日は除く

【粗大ごみを出す日】

原則、第2日曜日後の最初の水曜日

●第2ルート(山側)

【行政区】 的野・立花口・花立花・原上・ファーネスト新宮・三代・上府・中央駅前・夜白1・夜白2・夜白3・夜白4

※新規の行政区は、随時追加

【申込期間】

毎月第4日曜日の前の月曜日～金曜日の午前9時～午後4時

※土曜日・日曜日・祝日は除く

【粗大ごみを出す日】

原則、第4日曜日後の最初の火曜日

たすけ愛～献血が足りません！！～

問い合わせ先 新宮町愛の献血推進協議会
(シーオーレ新宮健康福祉課内)
☎962-5151(直)

献血は長期保存ができないため、定期的な献血者の確保とともに、新しく献血に協力できる人が必要です。

あなたの善意は、輸血が必要な人にすぐに届けられます。



日時 4月24日(金)午前10時～午後0時30分、
午後1時30分～4時

場所 シーオーレ新宮

必要なもの 献血カード(持っている人)、献血カードを持っていない人は、本人確認ができるもの
※医師の判断により、ご遠慮いただく場合があります。体調などを確認してご協力ください。

献血可能基準

献血の種類	400 ml
対象年齢 (献血日現在)	男性：17～69歳 女性：18～69歳 (65歳以上の人は、60歳～64歳に献血経験がある人)
体 重	男女とも50kg以上
年間献血回数	男性：年3回以内、女性：年2回以内
献血の間隔	男性：前回の献血から12週間後の同じ曜日以降から献血可 女性：前回の献血から16週間後の同じ曜日以降から献血可
献血をご遠慮いただく場合	○体調不良、服薬中、発熱、外傷がある人 ○3日以内に歯科治療(歯石除去を含む)を行った人 ○一定期間内に予防接種を受けた人 ○妊娠中・授乳中の人 など

令和2年度 こども体験クラブ参加者募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111(直)

日常では接する機会の少ない自然の中での体験活動を、年間を通じて4回シリーズで行います。全4回の内容は次のとおりです。予定は変更する場合があります。詳細は問い合わせください。

	テーマ	開催予定日
第1回	新宮の自然や歴史を巡る～みかみ農園～	5月16日(土)
第2回	夏の自然を泊まって体験～玄界灘～	8月5日(水)～ 6日(木)
第3回	新宮の自然や歴史を巡る～立花山～	10月17日(土)
第4回	冬の自然を泊まって体験～夜須高原～	12月5日(土)～ 6日(日)

対象 町内に住む小学4年生～6年生

※4回すべてに参加できる人に限ります。

定員 24人(定員を超えた場合は抽選)

参加費 1万1,000円(原則返金不可)

募集期間 4月1日(水)～14日の午前8時30分～午後5時

申込先 そびあしんぐう社会教育課窓口

※申込用紙はそびあしんぐうに用意しています。

町ホームページにも掲載しています。



▲令和元年度の様子はこちら

寺子屋せんせい大募集！

問い合わせ先 そびあしんぐらう社会教育課 ☎962-5111（直）

町では、夏休みの期間中に子どもたちの安全・安心な居場所づくりと地域ぐるみの子育て支援を目的として、町内各地域で「夏休み地域寺子屋事業」を行っています。

社会教育課では、そんな地域の寺子屋で子どもたちにいろんなことを教える「寺子屋せんせい」を随時募集しています。内容は何でも結構です。仕事や趣味を通じて身につけた技術や資格、専門知識を、新宮町の子どもたちに伝えてみませんか。

【こんな人を待っています】

- 将棋が趣味。孫になら教えたことがある。
- 何を教えられるかわからないけれど、子どもたちに何か伝えてみたい。

- DIY が得意。簡単な工作なら教えられるかも。
- 子どもを見ていると元気が出る。

どれか一つでも当てはまることのある人は大歓迎です。子どもたちは、あなたを待っています。



相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182（開設時のみ）

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

相談激増！インターネット通販でのトラブルに注意！

インターネット通販の定期購入でのトラブルが多様化しています。



事例

- お試しだけのつもりで注文したが、定期購入が条件だった。
- 2回目に数か月分の商品が一度に届いた。
- 申込期限（キャンペーンのカウントダウンなど）に焦って注文したら、実際には定期購入が条件だった。
- 定期購入の契約解除をするには、通常価格で商品を購入する必要があると言われた。
- いつでも解約可能の定期購入を解約しようとしたが、解約の申請期間外だと断られた。
- 事業者には電話がつかえず解約できない。
- 体調不良を理由に解約を申し出たが、医師の診断書を求められた。

アドバイス

- ①「定期購入が条件となっていないか」「支払うこととなる総額はいくらか」など、契約内容をしっかり確認しましょう。
- ②「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」などをしっかり確認しましょう。
- ③事業者に連絡したら、記録を残しましょう。
- ④不安に思ったときやトラブルになった場合は、消費生活相談室に相談しましょう。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238（直）